

最新の情報に基づき解説！

仙台開催 6月7日(水)

事例から学ぶ

# 源泉所得税の実務ポイント ～ 課税・非課税の判断基準 ～

- ★ 税務における「日当」、「福利厚生」、「課税されない現物給与」の考え方は
- ★ 経済的利益(食事の支給、商品の値引販売、住宅、記念品、研修費、社員親睦会、慰安旅行など)や旅費、通勤費の問題点は
- ★ 執行役員就任時の一時金の支給、退職金打切支給の注意点

所得税の源泉徴収制度は、給与や利子、配当など所得税法や租税特別措置法で規定された種類の所得について、その支払者(源泉徴収義務者)に対し、支払の際に支払額から所得税を徴収し、国に納付することを義務付けるものです。特に給与に関しては、さまざまな手当や現物給与、雇用形態の多様化等により、源泉所得税の対象となるのかどうか判断に苦しめられることも多く見受けられます。

本セミナーでは、源泉所得税の基本的な考え方から課税・非課税の判断に悩むポイントを多くの事例を用いてわかりやすく解説します。

## 開催要領 ※無料クーポン対象講座

講師 税理士 伊東 博之 氏  
日時 平成29年 6月 7日(水) 10:00～16:30  
会場 ハーネル仙台  
仙台市青葉区本町2-12-7 TEL 022-222-1121  
受講料 1名様につき(資料・昼食・消費税等含む)

会員	25,000円
読者	29,000円
一般	39,000円

2名様以上のお申込みで  
**4,000円の割引!**  
[例]会員2名様お申込みの場合  
25,000+21,000=46,000円

申込方法 申込書またはクーポンにご記入の上FAXにてお申し込みください。  
折り返し請求書と受講票を送付いたします。  
欠席の場合は開催日前日までにご連絡ください。  
受講料の返金の際の振込手数料はお客様負担となります。  
当日欠席の場合、返金は致しかねますのでご了承ください。

申込先 株式会社 税務研究会 東北支局

## 講師紹介

税理士

伊東 博之 氏

熊本県出身、東京国税局採用、国税庁法人税課源泉所得税審理係長、国税庁法人税課課長補佐、東京国税局調査第一部特別国税調査官、調査第二部統括国税調査官、東京国税不服審判所管理課長、東京国税局総務部次長、麻布税務署長を歴任後退官、現在伊東博之税理士事務所所長として、大手企業のコンサルタントを行なっている。源泉所得税に関しては国税庁にて審理を担当し通達等の発遣を行なう。

株式会社 税務研究会 東北支局

<https://www.zeiken.co.jp/seminar/>

〒980-0021 仙台市青葉区中央2-10-9仙台マルセンビル8F TEL 022-222-3858 FAX 022-222-3885

